

平成 22 年

第 1 回市議会定例会 議案第 60 号

函館市公営企業の設置等に関する条例の一部改正について
函館市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のよ
うに定める。

平成 22 年 2 月 26 日提出

函館市長 西 尾 正 範

函館市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
函館市公営企業の設置等に関する条例（昭和 41 年函館市条例第 51
号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の見出しを「（管理者）」に改め、同条中第 2 号を削り、第 3
号を第 2 号とし、同条に次の 1 項を加える。

2 法第 7 条ただし書の規定に基づき、軌道事業に管理者を置かない。

第 5 条第 1 項各号列記以外の部分中「掲げる局」を「定める局」に改
め、同項第 1 号中「前条第 1 号」を「前条第 1 項第 1 号」に改め、同項
第 2 号および第 3 号を次のように改める。

(2) 前条第 1 項第 2 号に掲げる事業 病院局

(3) 前条第 2 項に規定する事業 交通局

第 5 条第 2 項中「前条」を「前条第 1 項」に、「前項」を「前項第 1
号および第 2 号」に改める。

附 則

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

軌道事業に管理者を置かないこととするため